

工事管理スリム化ガイドの制定

令和6年7月11日

みち、ひと…未来へ。



工事管理スリム化ガイド 4-you

令和6年7月

西日本高速道路株式会社



働き方改革及び工事円滑化

行動宣言



～受発注者双方が気持ちよく働ける環境づくり～

休

週休2日の推進等により
休日を確保します

- 週休2日および
時間外労働の短縮等に配慮した
適切な工期を設定

効

業務執行の
効率化を進めます

- 書類削減等を目指した最新の
ルールに基づく工事管理の徹底
- 資料作成にあたっては、目的と
役割分担を明確化
- Kcube2および連携立合の活用を推進
- 「工事関係書類提出マニュアル」の活用を徹底

適

業務執行の適正化により
生産性を高めます

- 契約条件の適切な明示
- 条件変更が生じた場合、受発注者間の協議、
設計変更等の手続きを適時適切に実施
- 「設計変更ガイドライン」活用を徹底
- 三者会議等の有効活用

話

良好な
コミュニケーションを
確保します

- 挨拶を欠かさず、
良好なコミュニケーションを実施
- ウィークリースタンスおよび
ワンデーレスポンスの徹底
- 受発注者で工程進捗、
課題・改善案を共有

令和6年7月第2版
工事管理スリム化ガイド

講習が完了したことを確認しました

説明責任者

講習を受講しました

氏名



工事管理スリム化ガイド改正 R6.7(第2版)



第2版へリンクします。読み取り下さい



働き方改革及び工事円滑化
行動宣言
～発注者双方が気持ちよく働ける環境づくり～

| | |
|-------------------------------------|----------------------------------------|
| 休 週休2日の推進等により 休日も確保します | 効 業務執行の 効率化を進めます |
| 適 業務執行の適正化により 生産性を高めます | 話 良好な コミュニケーションを 確保します |

令和6年7月第2版
工事管理スリム化ガイド

講習が完了したことを確認しました
説明責任者

講習を受講しました
氏名

パソコンの方はこちらから↓
<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/28-01.pdf>

みち、ひと・・・未来へ。

トピックス

[工事管理スリム化ガイド「4-you」を改正しました（令和6年7月1日）](#)

[契約事務におけるWEB公表拡大及び押印省略の取組みについて（令和6年6月7日）](#)

[調査等における価格評価基準額・審査対象基準価格の見直しについて（令和6年4月19日）](#)

[西日本高速道路株式会社における入札契約制度について（令和6年7月1日）](#)

[高弾性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領の制定について（令和6年4月1日）](#)

[西日本高速道路株式会社における働き方改革及び工事円滑化に向けた取組みについて～2024年4月 建設業時間外労働の上限規制への対応～ !\[\]\(c724c83fe216b2427610afdbd31f92cc_img.jpg\)（令和6年3月27日）](#)




中期経営計画



CSR



西日本高速道路株式会社における働き方改革及び工事円滑化に向けた取組みについて～2024年4月 建設業時間外労働の上限規制への対応～  (令和6年3月27日)

入札契約・工事管理等に関する改善と今後の新たな取組みについて (令和6年7月1日)

工事総合評価落札方式における価格評価基準額の設定方法の変更について (令和6年3月27日)

工事管理スリム化ガイド「4-you」を策定しました～受発注者双方が気持ちよく働ける環境づくり～ (令和6年3月21日)

NEXCO3社と一般社団法人日本建設業連合会における働き方改革及び工事円滑化に向けた取組みについて (令和6年3月21日)

積算基準の一部改定に関するお知らせ (令和6年7月)

吉野川渡河部の環境保全について

CSR



新名神高速道路



新卒採用情報



技術商品サイト



働き方改革

工事管理スリム化ガイド
4-you

新着情報



- 7月4日 **お知らせ** E10 東九州自動車道 安心院IC～宇佐IC（上り線）緊急工事通行止めは終了しました（787KB） 
- 7月3日 **お知らせ** E2A 中国自動車道 北房IC～新見IC（下り線）緊急工事通行止めは終了しました（322KB） 
- 7月3日 **お知らせ** E2A 中国自動車道 宝塚IC～西宮北IC(下り線)夜間通行止めにおける予備日の利用について（554KB） 
- 7月3日 **お知らせ** E2A 中国自動車道 北房IC～新見IC（下り線）緊急工事通行止めのお知らせ（656KB） 
- 7月2日 **お知らせ** E10 東九州自動車道 安心院IC～宇佐IC（上り線）緊急工事通行止めのお知らせ（513KB） 

工事円滑化に向けた取組みについて



1. NEXCO西日本 工事円滑化に向けた取組み（4つの柱）

設計図書の品質向上



- 対外協議の早期完了の徹底
 - ▶ 工事発注前に対外協議の実施状況をチェックリスト化
- 設計成果品の照査体制の強化
 - ▶ 設計照査の段階確認、成果品照査の確認徹底
- 設計図書への条件明示の徹底
 - ▶ 発注者の責務である条件明示の徹底

適正な工期の設定



- 週休2日工事の完全実施
 - ▶ 災害復旧を除く全ての工事を週休2日とする
- 書類作成に係る工期の付与と費用負担
 - ▶ 書類作成期間を工期に反映、費用を負担
- ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスの徹底
 - ▶ 全ての工事、全ての調査等を対象

書類作成の軽減



この書類必要?
それとも不要?

- 変更指示における迅速な意思決定ルールを導入
 - ▶ 工事変更等検討会の導入(試行)
- 提出頻度の多い定型書類の集約化
 - ▶ 週間工程表に情報を集約、提出書類を削減
- 説明資料等への動画等の活用
 - ▶ 過剰な資料の抑制、書類作成の簡素化, Dx活用

施工管理の効率化・省力化



- コンクリート施工管理要領の改定による省力化
 - ▶ JISコンかつ一定の品質基準で、書類は自主保存
- 鉄筋の基準試験の一部廃止
 - ▶ 引張試験、曲げ試験を廃止、ミルシートで対応
- 遠隔立会実施要領の改定
 - ▶ スクリーンショットの廃止、活用の更なる推進



- ✓ 変更指示における迅速な意思決定ルールの導入
 - ▶ 工事変更等検討会の導入(試行)
- ✓ 提出頻度の多い定型書類の集約化
 - ▶ 週間工程表に情報を集約、提出書類を削減
- ✓ 説明資料等への動画等の活用
 - ▶ 過剰な資料の抑制、書類作成の簡素化、Dx活用



- ✓ コンクリート施工管理要領の改定による省力化
 - ▶ JISコンかつ一定の品質基準で、書類は自主保存
- ✓ 鉄筋の基準試験の一部廃止
 - ▶ 引張試験、曲げ試験を廃止、ミルシートで対応
- ✓ 遠隔立会実施要領の改定
 - ▶ スクリーンショットの廃止、活用の更なる推進

2. 工事管理スリム化ガイド「4-you」令和6年7月版の改正概要

工事管理スリム化ガイド令和6年7月版



| ページ | 事象 | 改正概要 |
|-----|----|----------------------------------|
| P3 | 改正 | 発注者は工事発注前にチェックリストにて協議状況を確認する |
| P4 | 改正 | 合同現地踏査のフローを見直し(調査等設計変更ガイドラインに明記) |
| P6 | 改正 | 補助業務の範囲を超える場合の取り扱いの表現を変更 |
| P11 | 改正 | 添付不要な書類の例において、資格者証を除く届の写しと具体化 |
| P13 | 追加 | 光通信ケーブル等損傷事故防止に関する作成書式の統一化(試行) |
| P15 | 改正 | 電子的な方法で記録することも可と表現を変更 |
| P17 | 改正 | コンクリート施工管理要領改正の具体内容を追加 |
| P18 | 改正 | 週間工程表を活用した書類作成の省力化を土木工事共通仕様書へ記載 |

3. 働き方改革及び工事円滑化トピック

- ▶ 西日本高速道路株式会社における働き方改革及び工事円滑化に向けた取組みについて～2024年4月 建設業時間外労働の上限規制への対応～ (3,348KB) (令和6年3月27日)
- ▶ 工事管理スリム化ガイド「4-you」を策定しました～受発注者双方が気持ちよく働ける環境づくり～ (令和6年3月21日)
- ▶ NEXCO3社と一般社団法人日本建設業連合会における働き方改革及び工事円滑化に向けた取組みについて (令和6年3月21日)

工事管理スリム化ガイド改正 R6.7(第2版)

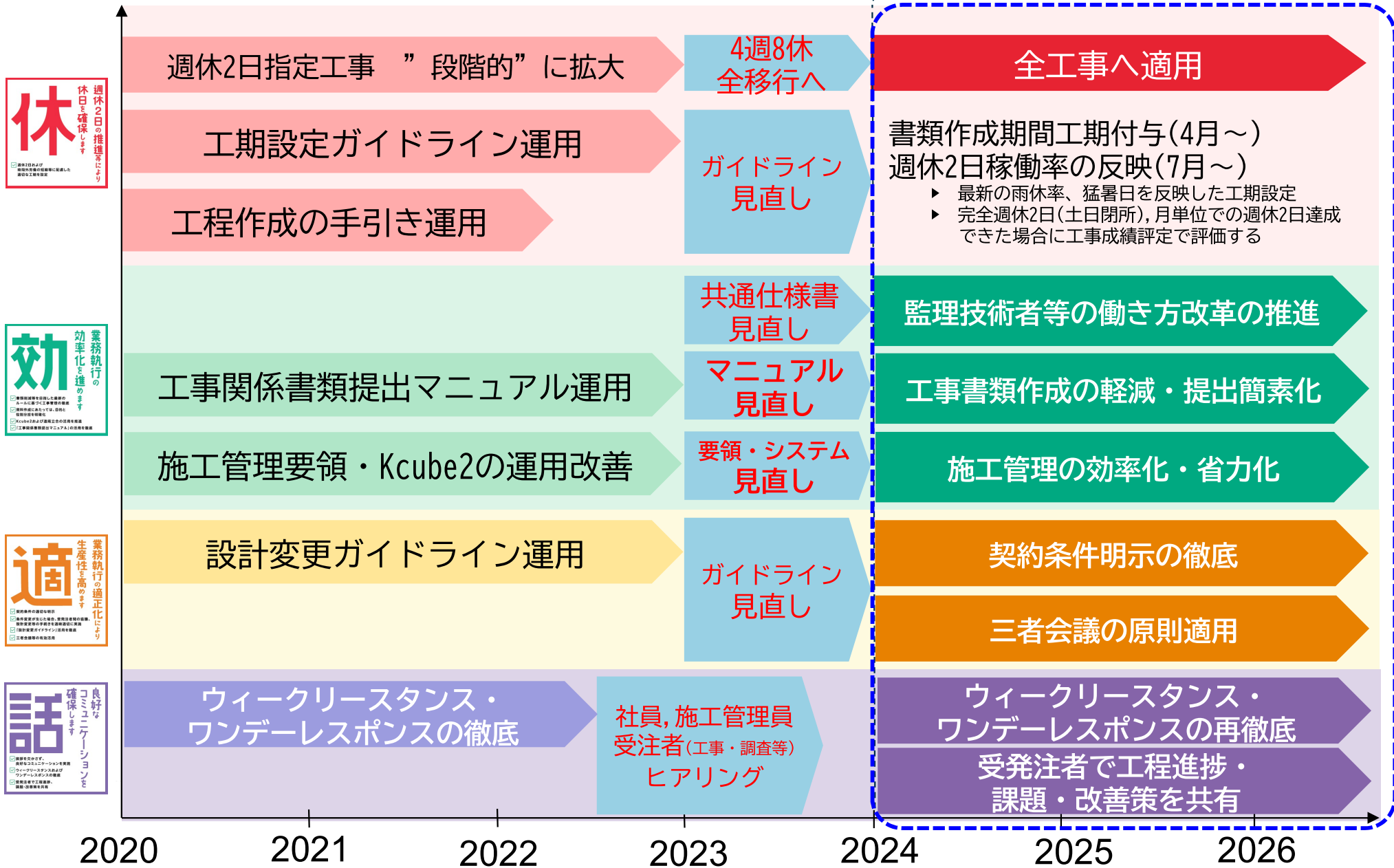


| ページ | 事象 | 改正概要 |
|-----|----|----------------------------------|
| P3 | 改正 | 発注者は工事発注前にチェックリストにて協議状況を確認する |
| P4 | 改正 | 合同現地踏査のフローを見直し（調査等設計変更ガイドラインに明記） |
| P6 | 改正 | 補助業務の範囲を超える場合の取り扱いの表現を変更 |
| P11 | 改正 | 添付不要な書類の例において、資格者証を除く届の写しと具体化 |
| P13 | 追加 | 光通信ケーブル等損傷事故防止に関する作成書式の統一化（試行） |
| P15 | 改正 | 電子的な方法で記録することも可と表現を変更 |
| P17 | 改正 | コンクリート施工管理要領改正の具体内容を追加 |
| P18 | 改正 | 週間工程表を活用した書類作成の省力化を土木工事共通仕様書へ記載 |

工事管理スリム化ガイドの位置付け - NEXCO西日本 -

2019.4 働き方改革関連法成立

2024.4 建設業_時間外労働上限規制適用



工事管理スリム化ガイドで入り口をガイド

関係業団体と弊社における意見交換会並びに現地アンケート・ヒアリング結果

「工事管理スリム化ガイド」策定の背景

■ 現地ヒアリング対象箇所一覧（NEXCO3会社）

《目的》

適正な工期設定、書類作成の軽減、施工管理の効率化・省力化における課題の現状把握・改善及び展開に向け3会社で現地ヒアリングを実施し工事管理の良好事例・不具合事例の収集を行いました。

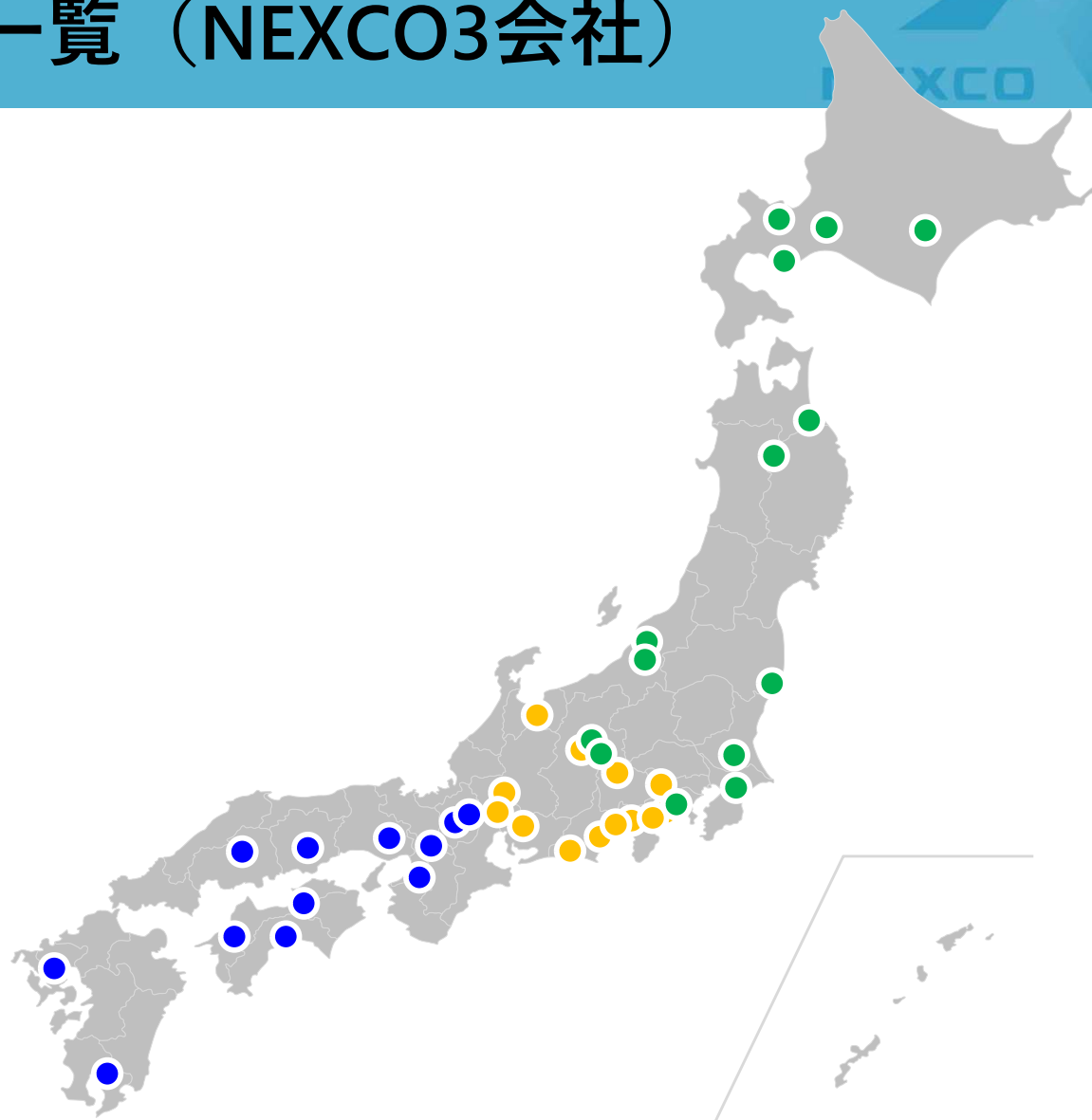
《現地ヒアリング実施方法》

発注者、施工管理会社、受注者別々に実施。

《対象工事の選定》

- ①日建連加盟会社
- ②R6.4以降工期が跨る工事
- ③稼働中の工事、昼夜連続施工の工事 等

以上で各支社5～6工事程度を目安に選定

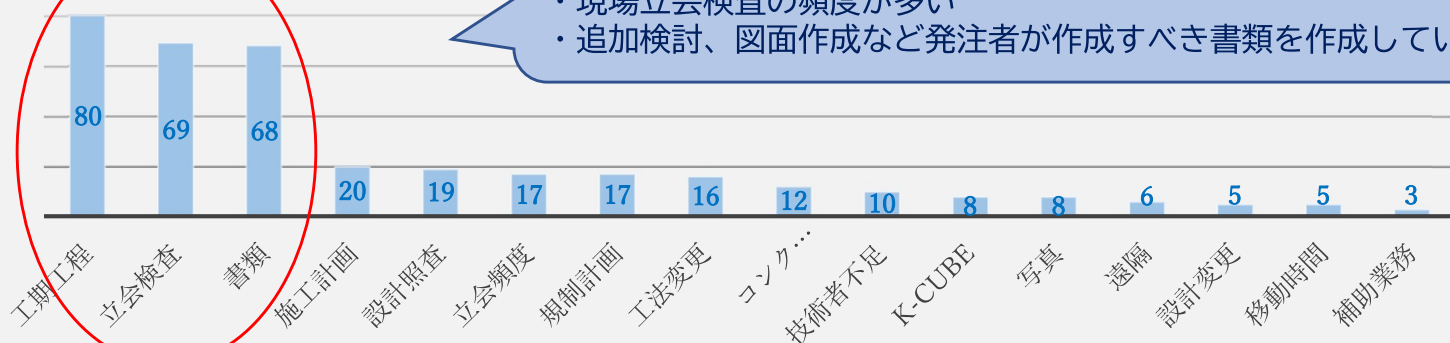


《3会社現地ヒアリング件数 全69工事》

| | 現地ヒアリング件数 | 支社別ヒアリング件数（●） |
|-----|-----------|-------------------------|
| 西日本 | 22工事（4支社） | 関西（9）、中国（4）、四国（5）、九州（4） |

質問1 現場にとって何が負担となっていますか

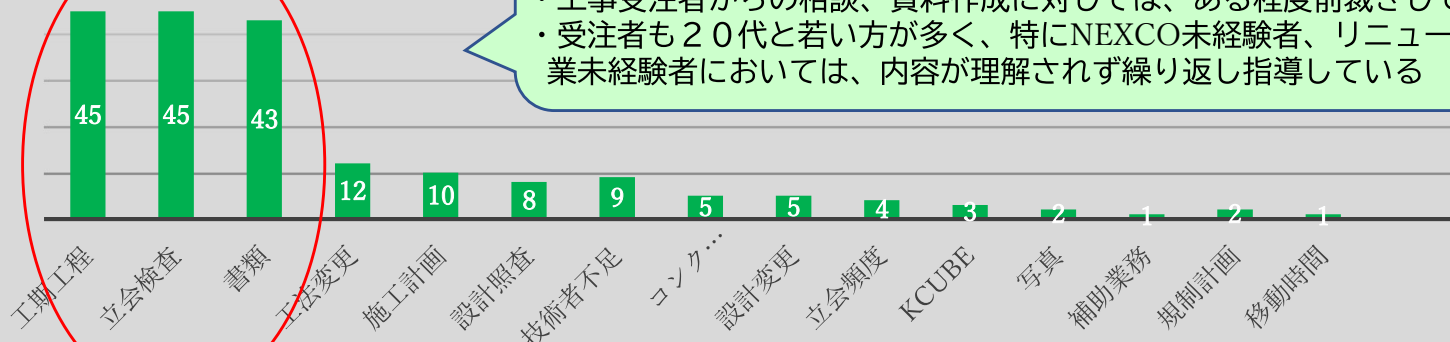
受注者が負担と感じる内容



工事受注者の声

- ・引渡し期限等に合わせて工期設定になっている
- ・現場立会検査の頻度が多い
- ・追加検討、図面作成など発注者が作成すべき書類を作成している

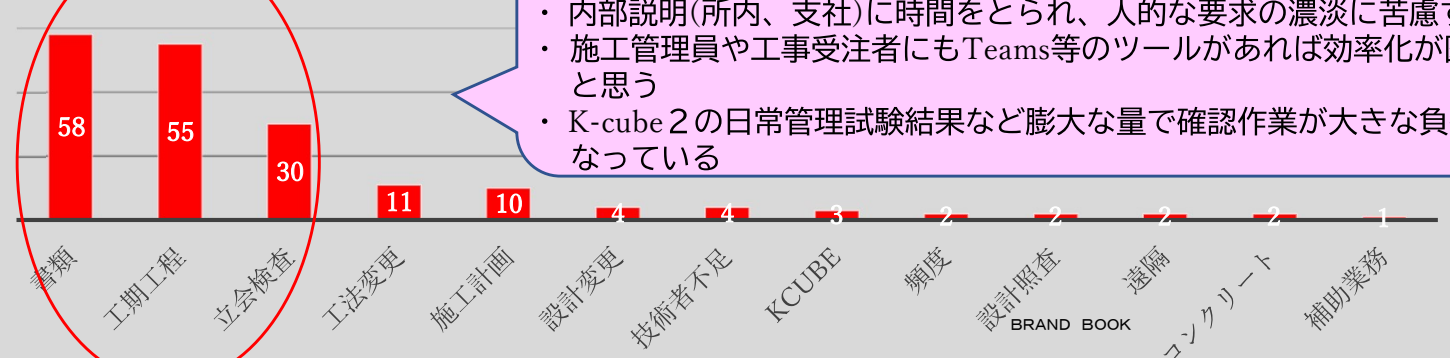
施工管理会社が負担と感じる内容



施工管理員の声

- ・資料作成等の期間について十分には考慮できていない
- ・工事受注者からの相談、資料作成に対しては、ある程度前裁きしている
- ・受注者も20代と若い方が多く、特にNEXCO未経験者、リニューアル事業未経験者においては、内容が理解されず繰り返し指導している

NEXCO社員が負担と感じる内容



NEXCO社員の声

- ・工法変更や設計変更の資料作成(理由整理、根拠作成)に時間がとられる
- ・内部説明(所内、支社)に時間をとられ、人的な要求の濃淡に苦慮する
- ・施工管理員や工事受注者にもTeams等のツールがあれば効率化が図れると思う
- ・K-cube 2の日常管理試験結果など膨大な量で確認作業が大きな負担となっている

受注者・発注者・施工管理会社が負担と感じる上位3位は

第1位 「工期」

第2位 「立会検査」

第3位 「書類」

である

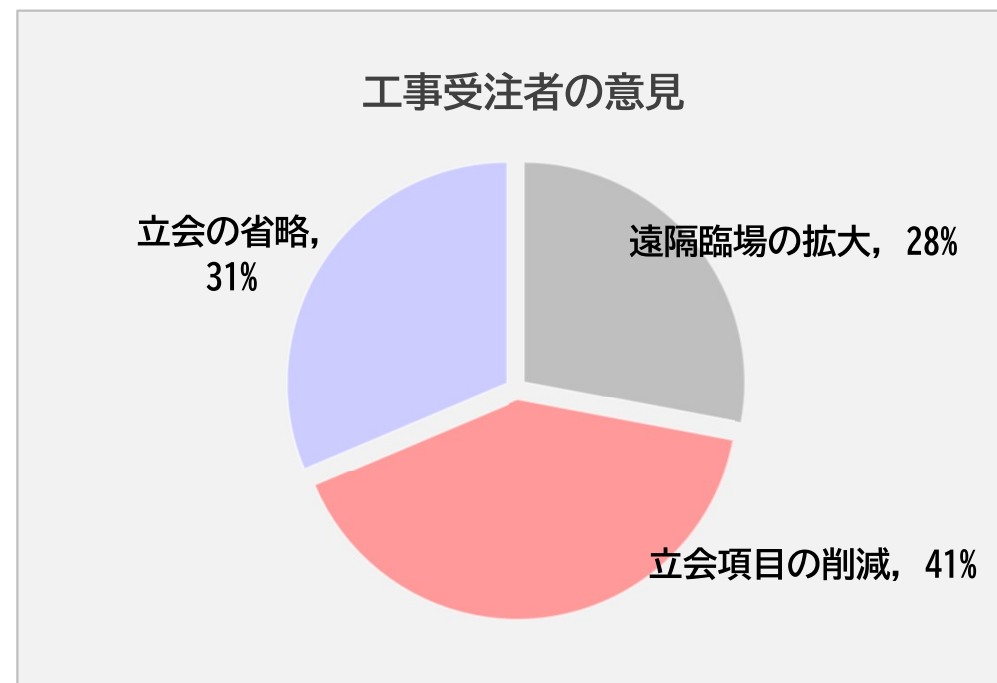
質問2 立会検査の効率化の方向性は如何に

工事受注者・施工管理会社・発注者共に立会検査の効率化を求めている。

工事受注者が求める立会検査の効率化は

- ① 「立会項目の削減」 41%
- ② 「立会の省略」 31%
- ③ 「遠隔臨場の拡大」 28%

であり、立会時間の短縮など生産性向上を望む結果となっている。



- 民間が、レーザーを使用したデプスカメラを搭載したタブレットを用いて対象鉄筋を撮影し、鉄筋径や鉄筋間隔を自動検出する技術を開発。
- 国土交通省において、現場での技術実証等により、令和5年7月に構造物配筋の出来形確認の実施要領を策定。

従来作業



準備・計測
(20分)

立会検査
(10分)

片付け
(10分)

調書作成
(20分)

デジタル配筋検査



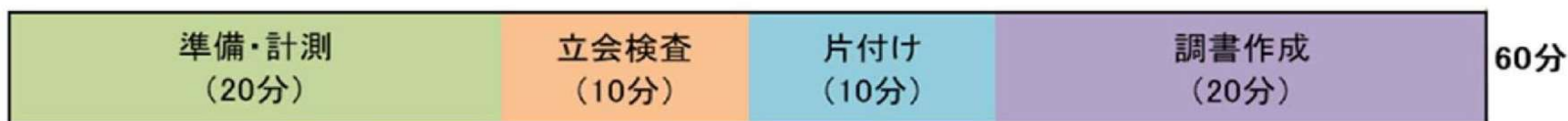
準備
(0分)

計測・立会
(15分)

片付け
(0分)

調書作成
(5分)

従来作業



デジタル配筋検査



施工管理の効率化・省力化(遠隔立会の適用拡大)



■概要 新名神高速道路梶原トンネル工事の取組み事例

○「品質管理、出来形管理の効率化、書類の簡素化」の課題に対して、「施工管理の効率化・省力化(検査や立会手法の改善)」を図っている良好な取組み事例

○受注者は遠隔地からデジタル通信技術を活用し、映像と音声の双方向通信を利用して、発注者による建設現場等の確認、検査、立会を執務室等で実施 (R5.11_社内通達事項)

■遠隔システム概要

タブレット概要



遠隔立会に必要なカメラ
(試験工事で検証済)

外付けカメラ使用状況



プルダウンの選択形式を採用
(手入力を削減できる)

■立会状況 (受注者)



吹付け初期強度検測



吹付けコンクリート厚さ検測

■立会状況 (発注者)



■遠隔立会の効果

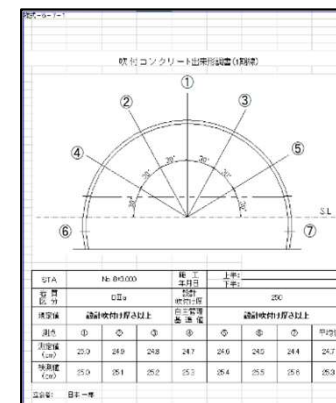
発注者側

現場までの移動時間の削減 (往復1.0h)

受注者側

立会の日程調整や待ち時間の縮減、立会時の対応人数の縮減

データ作成作業や管理作業の省力化



NEXCO様式で自動出力可能

デジタル技術を活用した施工管理の高度化及び効率化（トンネル工事）

NEXCO

■概要 新名神高速道路 梶原トンネル工事の取り組み事例

- 新名神高速道路梶原トンネル工事では、2024年問題や多様化する働き方を踏まえ、様々な生産性向上に資する取り組みを進めている
- その一つとして、施工管理の省人化・省力化を目的に、コンクリート吹付け機に搭載した3Dスキャナにより、コンクリート吹付面の出来形計測を安全かつ効率的に行う遠隔施工管理システムを試行中

切羽直下で人力にて実施する作業



コンクリート吹付け機を計測装置化
(3Dスキャナと高精度カメラを設置)

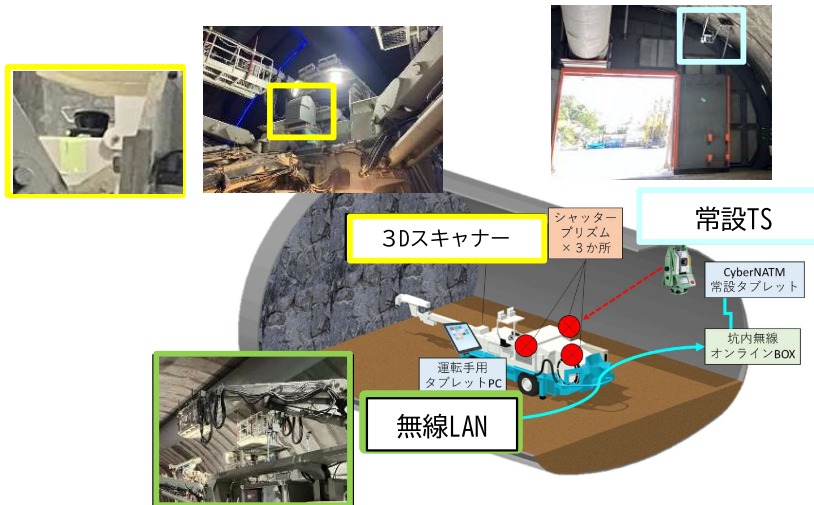
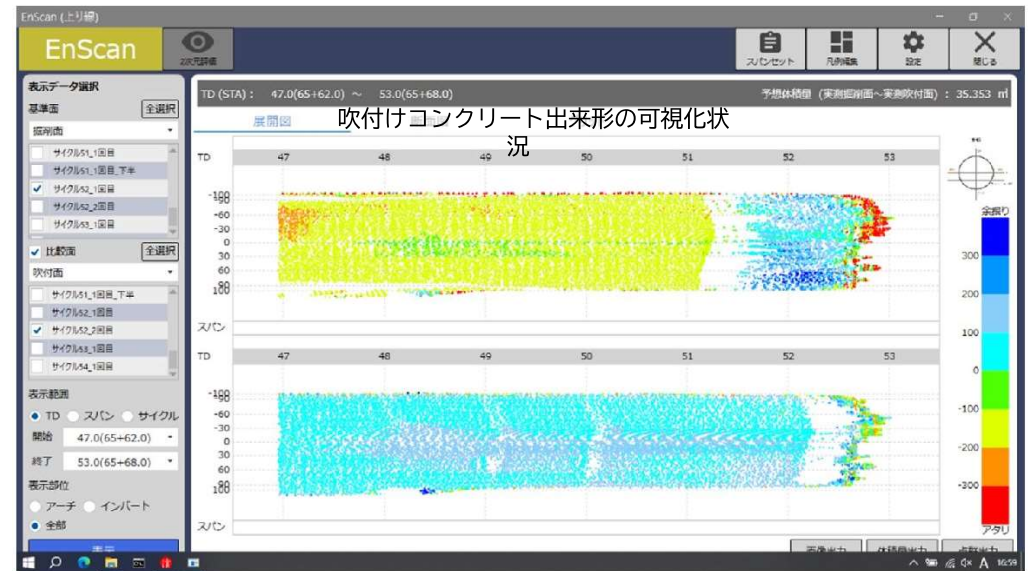
掘削形状や吹付C o形状・厚さをリアルタイムで可視化

切羽直下に立ち入る場面での
安全面・作業面で課題有



■目指す姿

ヒートマップ表示して面で管理

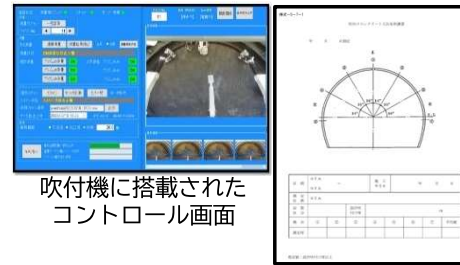
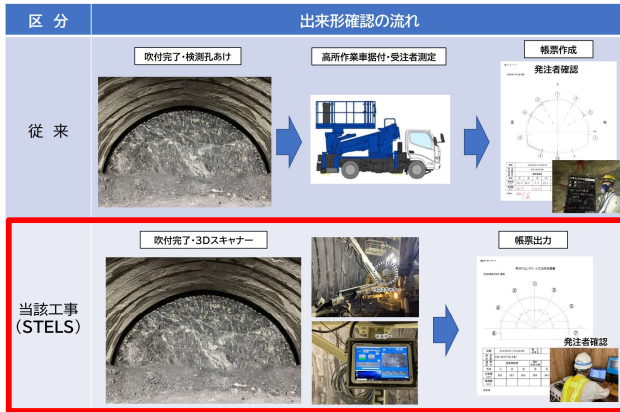


トンネル掘削レーザーガイダンスシステムによる可視化のイメージ

デジタル技術を活用した施工管理の高度化及び効率化（トンネル工事）

■従来手法と新たな手法との比較

新たな手法(導入例):トンネル掘削レーザーガイダンスシステム



吹付機に搭載された
コントロール画面

帳票出力(NEXCO様式)

◎効果

- ・受発注者双方の負荷低減を図り、施工管理技術の高度化および効率化に寄与することを確認。
- ・高所作業車による事故リスクを回避できるとともに、帳票作成の時間が削減されるなど、安全面、効率面ともに有効。
- ・施工サイクルに影響せず、安全を確保して面的に出来形を確認することができる

(施工管理要領)

コア削孔して直接計測



みち、ひと…未来へ。



(トンネル掘削レーザーガイダンスシステム)

①吹付け作業の前後でデータ取得

②両者の差分から吹付け厚を自動算出

③掘削した断面と吹付けコンクリートした断面を比較することで吹付けコンクリートの厚さを短時間で計算することが可能

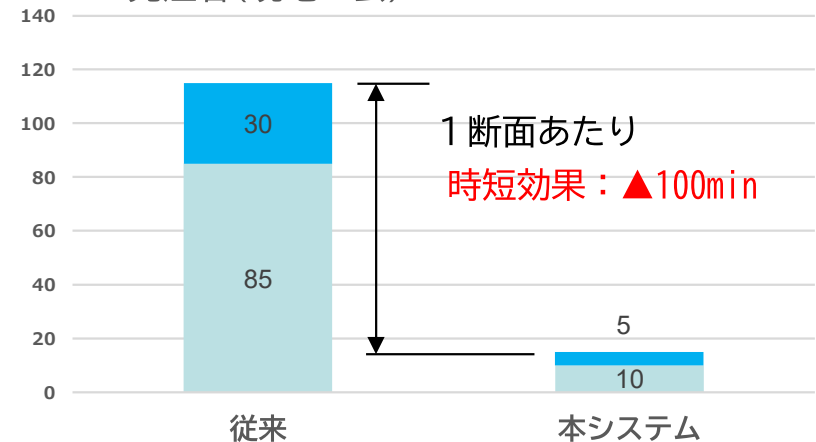
④NEXCO様式で自動出力が可能

■現状と今後について

- ・試行としての取組みのため、現在は、『施工管理要領に基づく管理』と『本システムによる管理』を行い**精度を確認中**
- ・精度確認と精度向上を進めながら、本システムの有効性について引き続き検証する予定

■システム導入の効果見込

- 受注者 (測定・調査作成)
- 発注者 (現地立会)

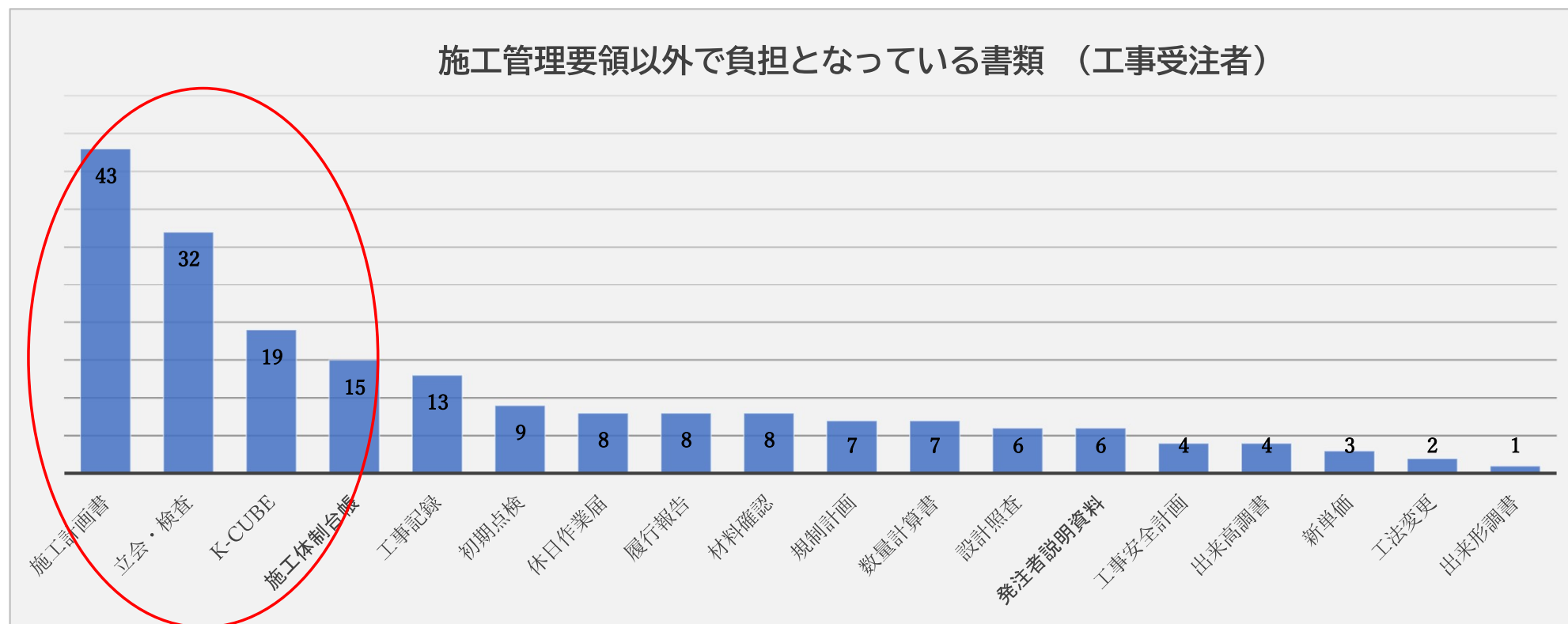


※参考文献

山下他, トンネル工事におけるデジタル技術を活用した施工管理の高度化および効率化, 令和6年度土木学会全国大会第79回年次学術講演会 (投稿中), 2024

2023年度 現地アンケート・ヒアリング結果のまとめ

質問3 ① 要領で規定された書類の作成で、どのような書類が負担となっていますか
(施工管理要領を除く)

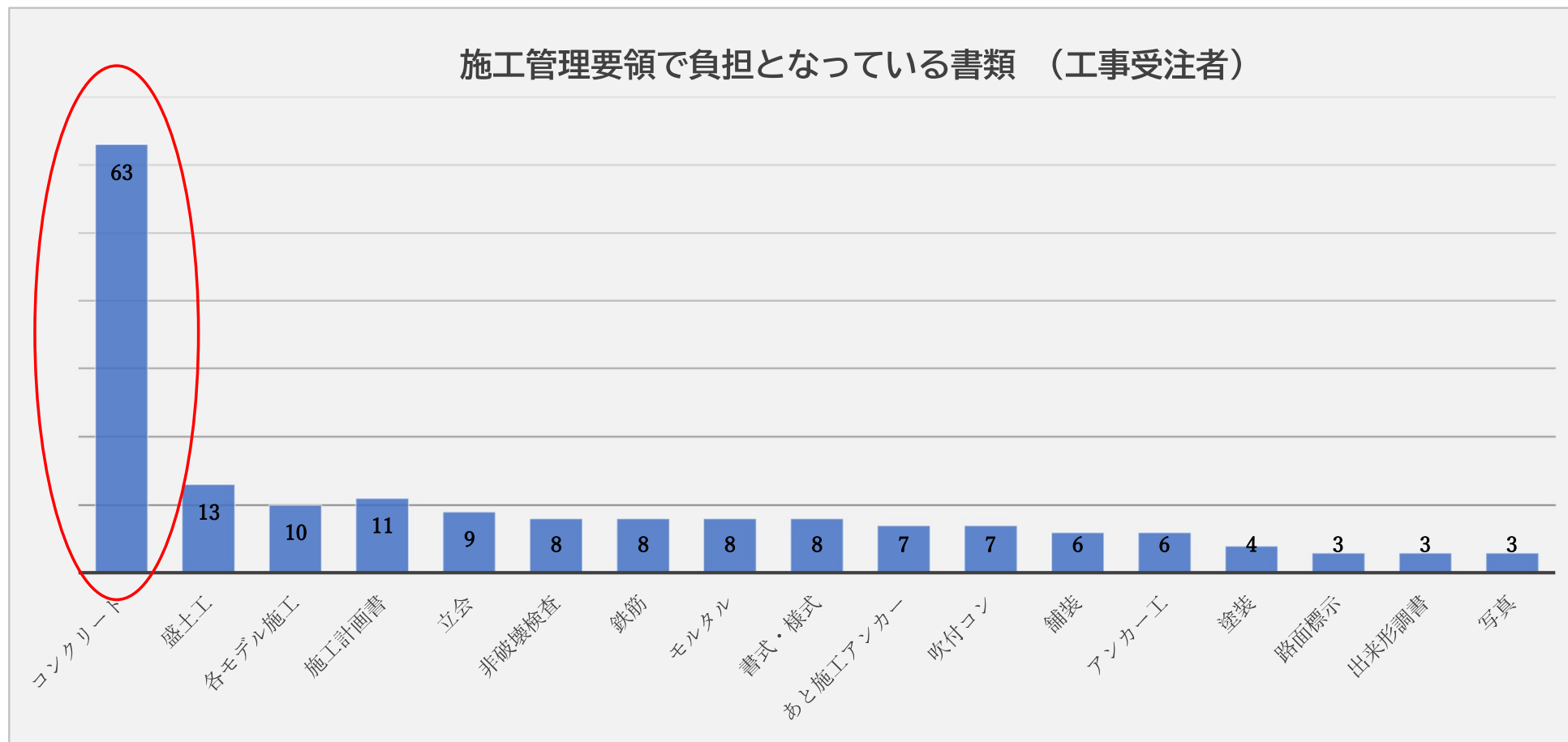


- (事例)
- ・ 橋脚が異なるという理由で類似の施工計画書を複数作成している
 - ・ 全数立会が必要と言われ、職員が長時間拘束される
 - ・ K-cubeにXMLファイルとPDFファイルと両方を保存している

2023年度 現地アンケート・ヒアリング結果のまとめ



質問4 ② 施工管理要領で規定された書類の作成で、どのような書類が負担となっていますか

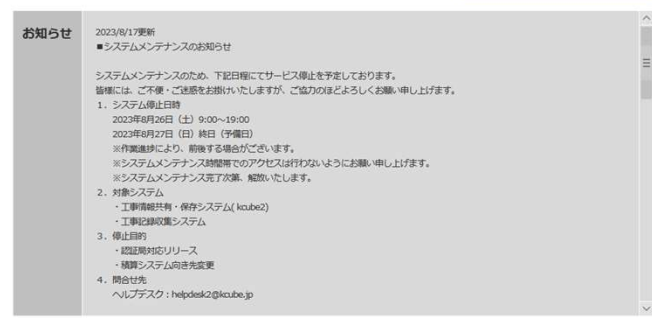


(事例)

- ・コンクリートの基準試験、定期管理試験、日常管理試験の報告や非破壊試験が負担となっている



Kcube2ログイン画面



お知らせページトップ
よくある質問の補足資料に掲示

品質管理書類データ

| 施工管理要領 | 改訂年月 |
|------------------------------|---------|
| 土工施工管理要領 | 令和5年7月 |
| 舗装施工管理要領 | 令和5年7月 |
| コンクリート施工管理要領 | 令和3年7月 |
| 構造物施工管理要領 | 令和5年10月 |
| トンネル施工管理要領 | 令和5年7月 |
| 植生のり面工施工管理要領 | 平成28年8月 |
| レーンマーク施工管理要領 | 令和4年7月 |
| 管路工事施工管理要領 | 平成30年7月 |
| 遮音壁施工管理要領 | 令和3年7月 |
| 防護柵施工管理要領 | 令和5年7月 |
| 造園施工管理要領 | 平成28年8月 |
| 施設工事施工管理要領 | 令和4年7月 |

閉じる

K-cube2の機能改良

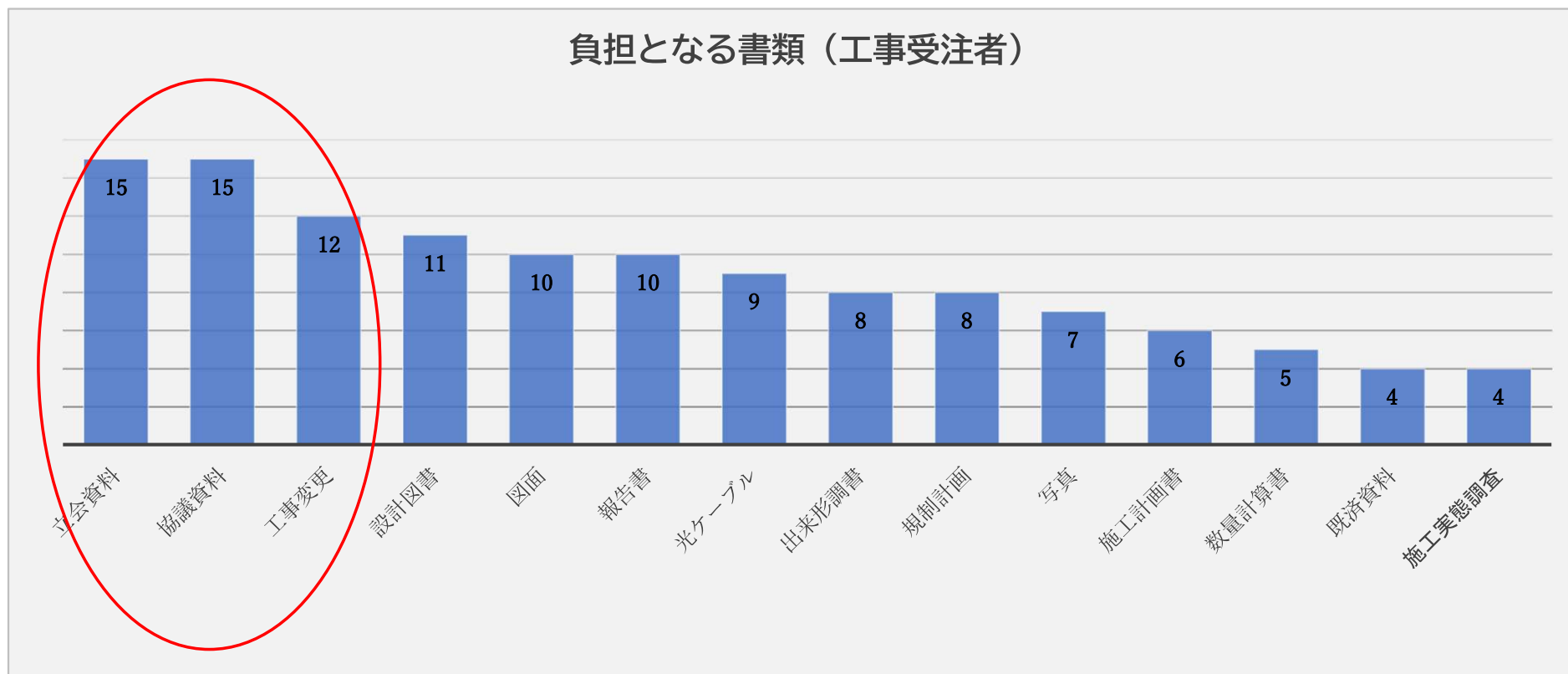
これまでの機能改良

- ✓ 平成29年7月対応
監督員等と現場代理人との間で提出等行う**全ての書類**（契約責任者に係る書類を除く）において、**原則、Kcube2の活用に変更**（紙面から電子媒体に変更）
- ✓ 令和元年7月対応
クライアントツールでの書類提出において**PDF形式で提出可能な機能を追加**
- ✓ 令和4年4月対応 ⇒工事管理スリム化ガイドにより再周知
初期登録時の手続きの簡素化による早期のシステム利用環境整備
- ✓ 令和4年10月対応
検索結果の**表示件数**を10件から**100件**に変更
添付ファイルの**容量上限**を20MBから**30MB**に変更
- ✓ 随時対応：システム処理速度の改善

R5年度の機能改良

- ✓ 検索機能の更なる拡充（ステータス別検索、CSVによる書類一覧出力等）
- ✓ 随時対応：システム処理速度の改善
- ✓ **トップページに各機能改良等の情報を掲載**
- ✓ **施工管理要領記載の様式の電子データのダウンロード**

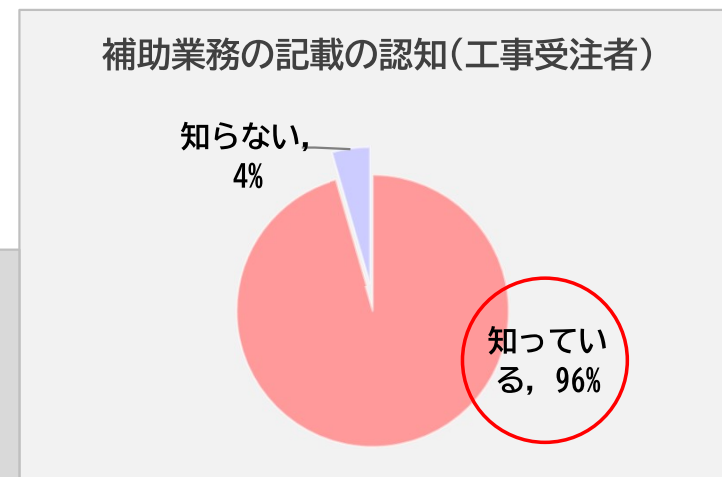
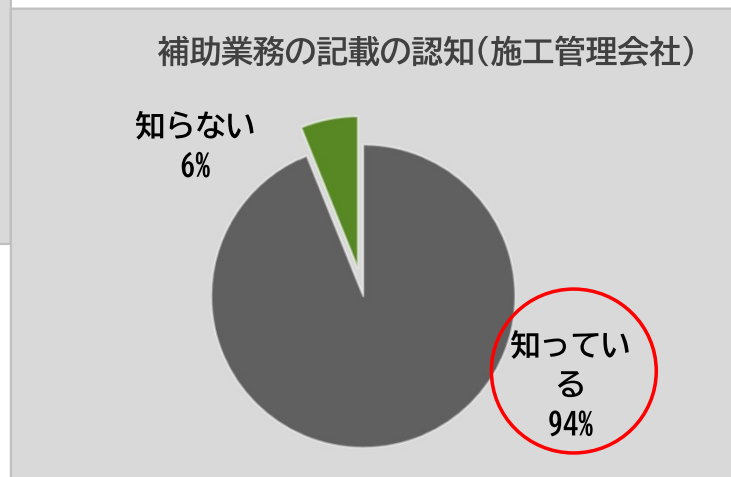
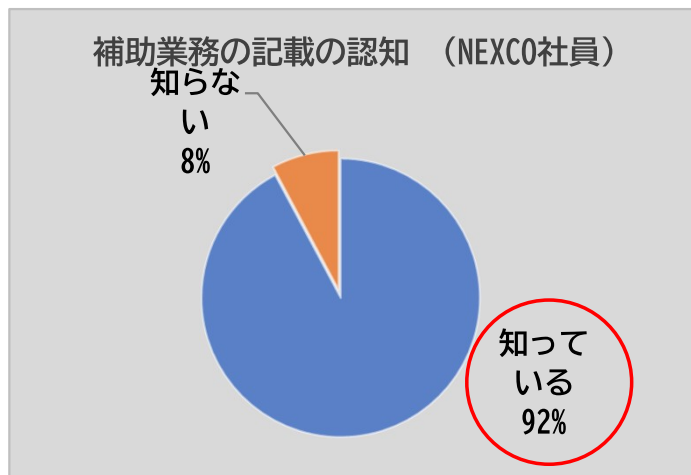
質問5 ④ 要領で規定されていない書類の作成で、どのような書類が負担となっていますか



(事例)

- ・立会報告書に添付する位置図や図面
- ・行政やN T T電力会社との協議資料
- ・工事変更に必要なとなる説明資料

質問6 ⑤ 設計変更ガイドラインに補助業務の記載があることを知っていますか

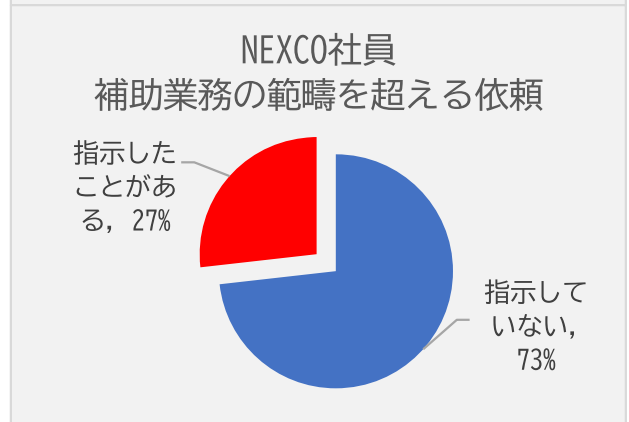
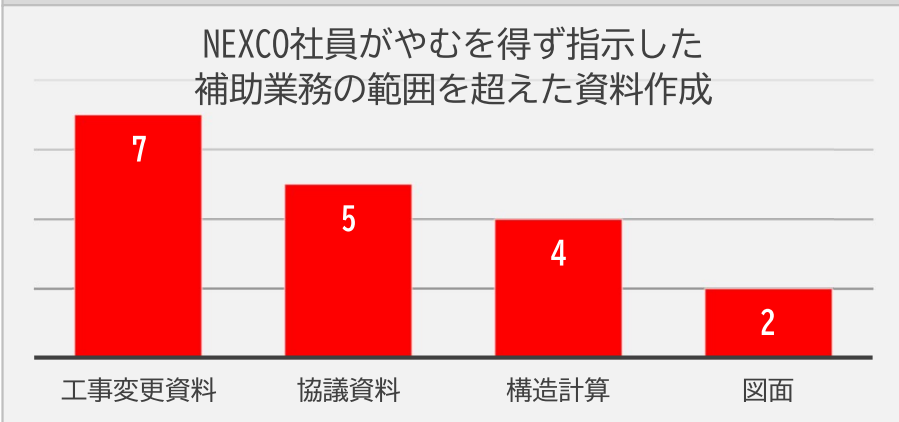
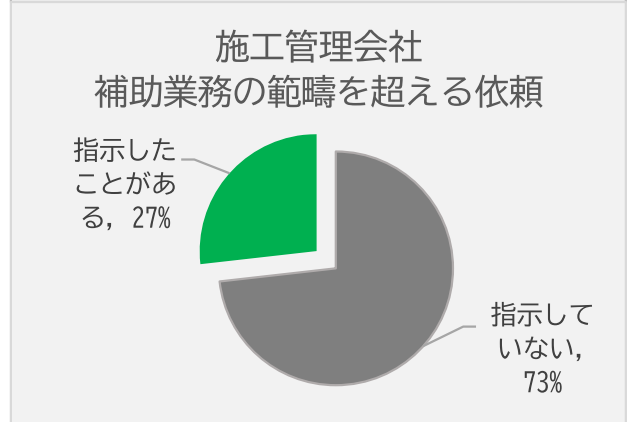
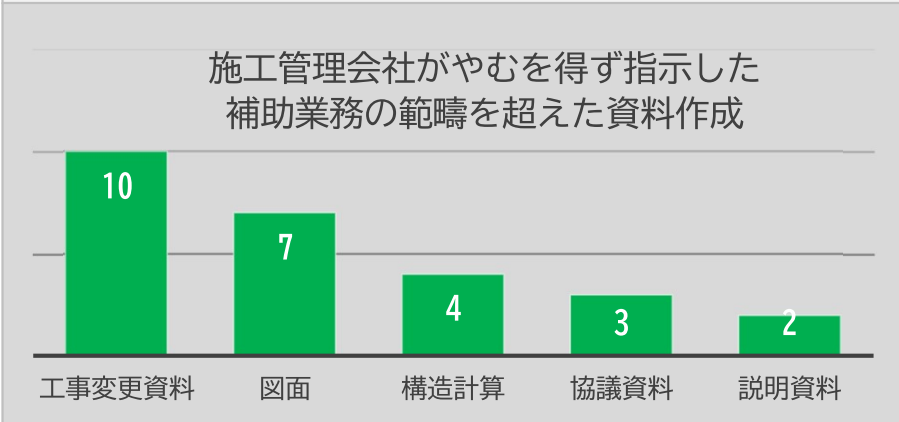
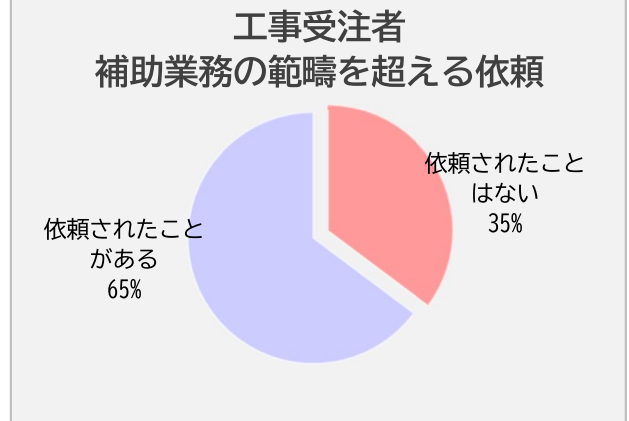
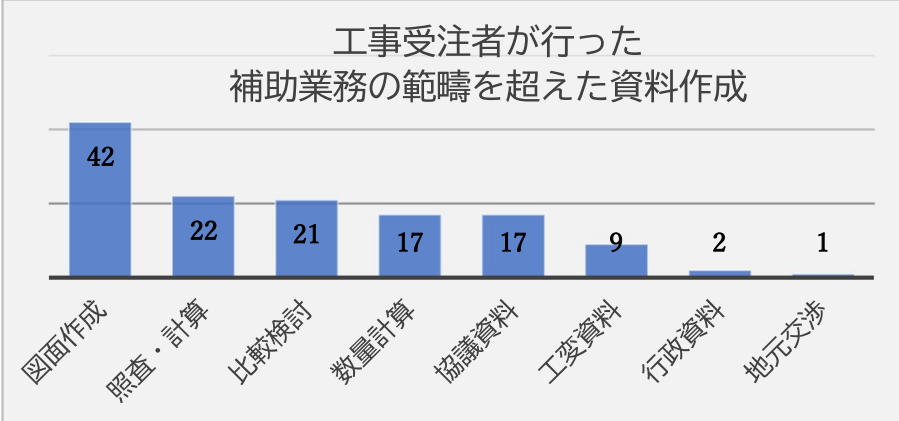


- (事例) ・ NEXCO社員においては、「工事の変更等の補助業務」、
「工事の変更等の補助業務の範囲を超えるもの」の内容を今回アンケートで認知した者もあり、ガイドライン等への認識が薄れている。
・ 研修・講習会等により更なる教育が必要。⇒ R5.11～再周知・教育を実施中

2023年度 現地アンケート・ヒアリング結果のまとめ



質問7
⑥補助業務の範囲を超えると考えられる依頼をしたか



(事例)
・受発注者共に
「工事の変更等の補助
業務」に対する認識が
薄れている



ガイドの「ポイント」を説明



[パソコンの方はこちらから↓](https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/28-01.pdf)

<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/pdfs/28-01.pdf>



<取組み浸透のために活用>

- ▶ 工事の円滑化に向けて取組む“4つの施策”のポイント(要点)を記載
- ▶ 土木工事、施設工事の**関連基準類へガイド**し受発注者で**確実に運用**することで業務執行の適正化を図る
- ▶ 受注者、施工管理会社、NEXCO社員に対する**講習等に活用**

<4-youのネーミングについて>

- ・ 4つの施策<①設計図書の品質向上、②適正な工期設定、③書類作成の軽減、④施工管理の効率化・省力化>
- ・ 4つの行動宣言(行動宣言ポスター)「休」, 「効」, 「適」, 「話」
- ・ 建設業の新たな目標 新3K(給与, 休暇, 希望)+1K(かっこいい)
- ・ for you・・・全ての関係者が一体となり“働き方のスリム化”を目指し
ワークライフバランスを確保
<工事受注者、設計受注者、施工管理員、NEXCO社員>
- ・ for you・・・働くあなたを守るために
<家族、友人、大切な人、同僚>
- ・ 関係4者で立案した施策 <業界団体、NEXCO3社>

目次

| | | |
|-----------------------|------|-------|
| 1. 目的 | ●●●● | (P 1) |
| 2. 工事関係書類の電子化 | ● | (P 2) |
| 3. コリنز (CORINS) への登録 | ● | (P 2) |
| 4. Web会議の積極的活用 | ●● | (P 3) |
| 5. 対外協議 | ●● | (P 3) |
| 6. 設計図書品質向上 | ● | (P 4) |
| 7. 工事関係書類一覧表 | ● | (P 5) |
| 8. 準備・後片付けの確保 | ● | (P 5) |
| 9. 設計図書の照査 | ●●● | (P 6) |
| 10. 補助業務 | ●●● | (P 6) |
| 11. 施工計画 | ● | (P 7) |
| 12. 工事の変更等 | ●● | (P 8) |
| 13. 工事工程の共有 | ● | (P 9) |
| 14. ワンデーレスポンス | ● | (P10) |
| 15. ウィークリースタンス | ● | (P10) |
| 16. 施工体制台帳 | ● | (P11) |
| 17. 光通信ケーブル等損傷事故防止協議 | ● | (P13) |
| 18. 遠隔立会 | ● | (P14) |
| 19. 検査及び立会い | ●● | (P14) |
| 20. 工事用材料 | ●● | (P16) |
| 21. 工事履行報告書 | ● | (P18) |
| 22. 週間工程表 | ● | (P18) |
| 23. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) | ● | (P19) |
| 24. 安全教育・訓練の報告書 | ● | (P19) |
| 25. 創意工夫等の提出 | ● | (P20) |
| 26. 現場環境改善 | ● | (P20) |
| 27. しゅん功検査 | ●● | (P21) |
| 28. 現場管理の留意点 | ●●● | (P21) |
| 29. 施設工事編 | ●●●● | (P22) |

凡例】 ● 図書品質, ● 適正工期, ● 書類軽減, ● 施工管理

1. 目的

週休2日を原則とした適正な工期を確保した上で、工事書類の作成・提出・保存にかかる時間、工事の変更等に要する過度な説明資料作成等を排除し工事書類の簡素化を強化します。さらに、情報通信技術等 (ICT、BIM/CIM、DX) を活用し、施工管理の効率化・省力化による生産性を向上します。

また、受発注者間で役割分担を明確化、良好なコミュニケーション (対話) を確保し迅速な意思決定に繋げるなど、業務の更なる適正化を行います。今後も、受発注者一体となり信頼関係のもと相互に協力し事業に取り組むことが必要です。

取組みポイントの出典となる各種要領等に関するガイドライン・マニュアル・手引きの掲載先について、一覧・各項目にガイドしています。



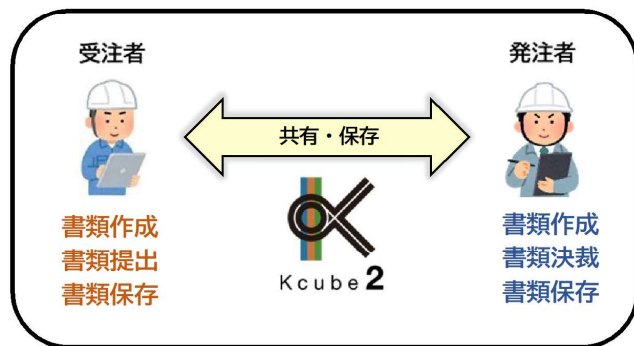
2. 工事関係書類の電子化

土木工事関係書類
提出マニュアル (P1~)



工事情報共有・保存システム (Kcube2) による書類の電子化

- Kcube2により電子データで提出する書類は、**紙での提出は不要。**
(二重提出不要)
- Kcube2による電子データの提出方法は、クライアントツール又はPDF等のどちらか一方 (**電子データの二重提出不要**) とする。



電子データで提出するものは、紙での提出不要

3. コリنز (CORINS) への登録

登録の確認について書類作成は不要

- 登録の確認依頼は、コリnzのシステムから監督員へのメール送信でよいものとし、**紙による確認資料の提出は不要。**
- 変更時と完成時の間が土・日曜日、祝日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請は省略できる。

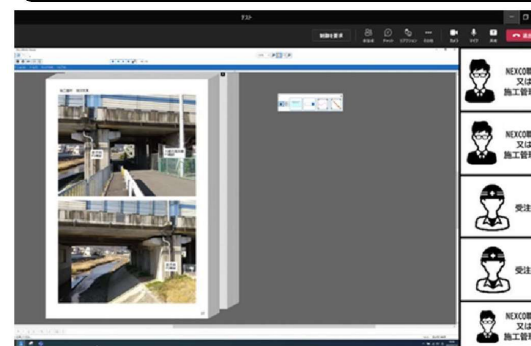
4. Web会議の積極的活用

受発注者間の打合せ・会議はWeb会議を積極的に活用

- 工程会議や打合せ等はWeb会議を活用し**移動時間の削減**に努める。
- プロジェクター、ノートPC、タブレット等を活用し、**ペーパーレス**に努める。
- Web会議は、遠隔立会で使用可能なデジタル通信等技術を活用。

「使用可能なデジタル通信等技術」

Microsoft Teams、Live On、skype for business、Zoom



Web会議の活用例



ペーパーレス会議の例

土木工事における適正な
工期設定ガイドライン (P19)



5. 対外協議

法令等に基づく届出等は発注者が実施

- 発注者は工事発注に先立ち関係機関と法令等に基づく届出等に関して、**チェックリスト**を活用すること。
- 発注者が行う関連施設管理者との法令等に基づく届出等に関しては、協議先・時期・協議状況等を特記仕様書に明記し、**資料の作成及び届出等は、原則として発注者が実施**すること。
- 明記したもの以外に届出等が必要となった場合には、速やかに受注者へ通知すること。
- 現場における当該工種の**工事着手は、発注者からの所定の届出等の手続きの完了通知 (工事打合簿)**をもって行う。

6. 設計図書の品質向上

調査等請負契約における
設計変更ガイドライン (P10~)



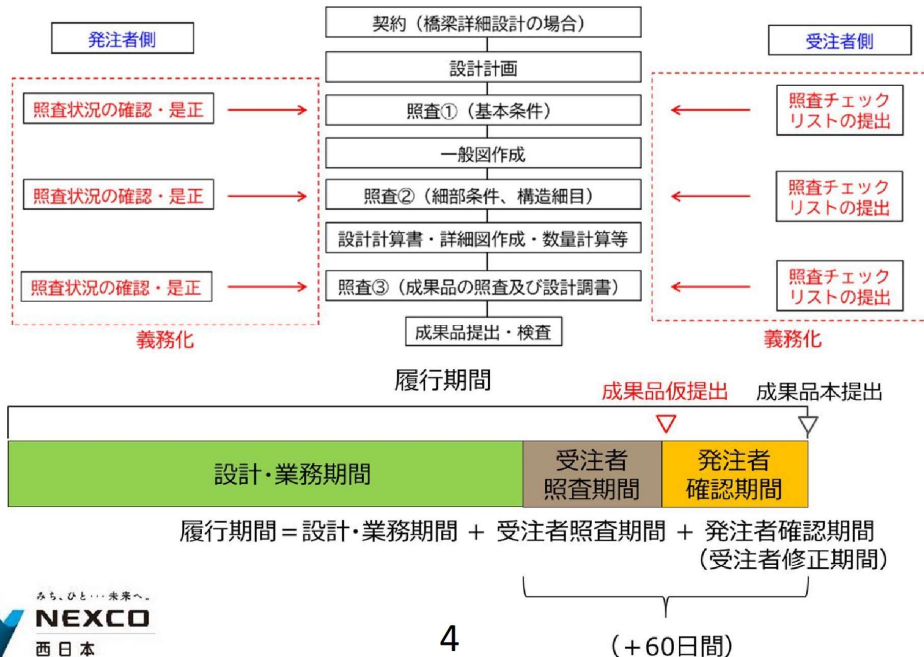
合同現地踏査の義務化

- 受発注者は、設計条件や現地条件等に関する確認及び当該業務の課題及び契約内容について合同で確認を行い、現地課題等についての認識を共有。

| 発注前 | 発注者現地踏査 | 発注者として現地踏査を実施し、設計条件や現地条件等に関する確認を行う |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発注後 | <ul style="list-style-type: none"> 合同現地踏査 受注者現地踏査 | <ul style="list-style-type: none"> 受発注者にて課題や懸案等が想定される場所等 受注者が仕様書に基づき実施 |
| 変更時 | <ul style="list-style-type: none"> 合同現地踏査 受注者現地踏査 | <ul style="list-style-type: none"> 追加や変更に伴い受発注者にて協議し実施 受注者が仕様書に基づき実施 |

設計成果品に係る照査体制の強化

- 精度の高い設計図書の作成を目指し、設計業務段階（詳細設計付き工事を含む）における照査体制を強化。
- 段階的かつ十分な確認期間を確保し、受発注者間にて照査を実施。



7. 工事関係書類一覧表

土木工事関係書類
提出マニュアル (P2~)



書類作成者、書類提出媒体、提出先、書類保存者の明確化

- 工事関係書類一覧表は、書類ごとに書類作成者、提出先、書類提出媒体、提出先、書類保存者を一覧にまとめ、役割分担を明確にしたものである。
- 工事着手前に、受発注者双方で、書類ごとに、「紙と電子の別」について取り決めを行い書面（工事打合簿）にて確認する。
※工事の途中で変更する場合は、その都度受発注者双方で確認する。

工事関係書類一覧表

| フェーズ | 種別 | 書類名称 (提出単位名称) | 提出時期 | 書類作成の根拠 | 書類作成者 | | 書類提出媒体 | | 提出先 | 書類保存者 | |
|----------------------|----------------------|------------------|--------------|---------|-------|-----|--------|---|-----|-------|-----|
| | | | | | 受注者 | 発注者 | 電子 | 紙 | | 受注者 | 発注者 |
| 契約 | 契約書 (変更契約書を含む) | 工事請負契約書※ | 契約(変更)締結時 | - | ○ | ○※ | | | 発注者 | ○※ | ○※ |
| | | 入札者に対する指示書 | | | ○ | ○※ | | | 発注者 | ○※ | ○※ |
| | | 特約仕様書 | | | ○ | ○※ | | | 発注者 | ○※ | ○※ |
| | | 設計図書 | | | ○ | ○※ | | | 発注者 | ○※ | ○※ |
| 契約書その他 (変更契約書を含む) | 契約書その他 (変更契約書を含む) | 契約内発注者参考内訳書 | 契約(変更)締結時 | - | ○ | ○※ | | | 受注者 | ○※ | ○※ |
| | | 上級仕様書(仕様仕様書など) | | | ○ | ○※ | | | 受注者 | ○※ | ○※ |
| | | 契約内発注者参考内訳書 | | | ○ | ○※ | | | 受注者 | ○※ | ○※ |
| 契約の締結 | 契約の締結 | 発行保証書(契約保証書) | 発注後10日以内 | 契4条入指19 | ○ | ○ | ○ | ○ | 発注者 | ○ | ○ |
| | | 監督員通知書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 受注者 | ○ | ○ |
| 現場代理人及び生任技術者等 | 現場代理人及び生任技術者等 | 現場代理人(主任技術者)届 | 契約締結日から14日以内 | 契10条 | ○ | ○ | ○ | ○ | 受注者 | ○ | ○ |
| | | 雇用関係確認指図書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 受注者 | ○ | ○ |
| | | 現場代理人(主任技術者)届 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 受注者 | ○ | ○ |

8. 準備・後片付けの確保

土木工事における適正な
工期設定ガイドライン (P6,9)



工事着手前の準備期間及び工事完了後の後片付け期間の確保

- 準備期間において、設計図書の照査期間を拡充するため、従前の準備期間に30日加算された最新の基準を適用すること。
- 書類作成等を含む後片付け期間は、現場作業と重複しないよう、後片付け期間として60日間を確保すること。
- 現場作業期間を延期する場合も、工事目的物の完成時期とは別に、後片付け期間(60日間)を確保すること。



9. 設計図書の照査

土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン (P10~12)



設計図書の照査は、受注者が自らの負担で実施する

受注者 【受注者が自らの負担で実施する範囲】

- 設計照査の結果を確認できる資料の作成
(現地地形図、設計図書の対比図、取り合い図、施工図等)



詳細は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」
『II. 設計図書の照査、(2) 設計図書の照査の範囲、(3) 設計図書の照査の項目及び内容』を参照

10. 補助業務

土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン (P13~14)



設計図書の照査範囲を超える作業については、「工事内容の変更等の補助業務」として取り扱う

受注者 【受注者が自らの負担で実施する補助業務】

- 工事材料に関する調査試験、測量等現地状況の調査、軽微な図面作成及び数量算出、観測業務、施工方法の検討、変更設計図面の作成
- 共通仮設費の技術管理費、準備費に含まれるものを示す



詳細は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」
『III. 工事内容の変更等の補助業務、(2) 受注者の負担で実施すべき補助業務』を参照

受注者の負担で実施する補助業務の範囲を超える補助業務については、発注者の責任で実施する

発注者 【受注者の負担で実施する補助業務の範囲を超えるものは発注者が実施】

- ボーリング等を必要とする地質調査
- 応力計算又は比較検討等を要する高度な設計
- 動態観測等特別な費用を要するもの
- 設計変更ガイドラインに示すもの



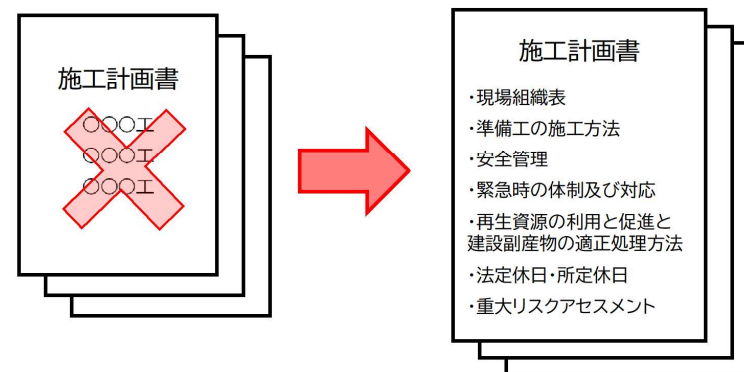
なお、受注者自らが履行の意思を示し実施する場合は、その費用を発注者が負担する(工期に影響する場合は、工期についても確保する)

11. 施工計画

設計照査の後に工事内容が確定されてから施工計画書を作成し提出すれば良い

- 施工内容が**確定されていない工種**の施工計画書の提出は**不要**(ただし、工事着手前までには必ず提出すること)
- 工事着手状況(準備工・本體工・仮設工等)に応じて、段階的に提出しても良い。
- 準備工の着手にあたっては、**必要最小限の項目**について施工計画書を提出すれば良い。

《準備工着手にあたっての必要項目例》



工事内容の軽微な変更については、変更施工計画書の作成は不要

- 数量のわずかな増減等、施工計画書に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の**作成は不要**。
(軽微な変更の事例)
 - ・配置技術者の変更に伴う組織表の変更
 - ・施工方法の変更を伴わない数量や工期のわずかな変更

変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出

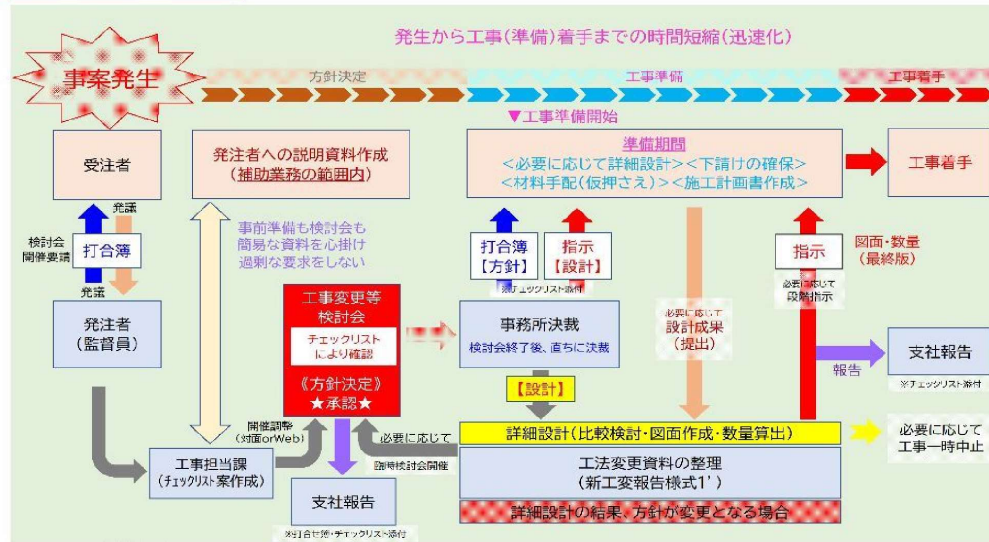
- 変更施工計画書は、**変更が生じない資料の再提出は不要**。
- 項目の追加等による**ページ番号や項目番号の修正を行う必要は無い**。

12. 工事の変更等

工期に影響する変更事案、工事内容が大幅に変更となる事案等については「工事変更等検討会」を活用（試行運用中）

- 早期工事着手に向け、調査・設計を含め、**早期の指示が必要な事案**
- **追加の詳細設計や詳細検討等**を必要とする事案
- **大幅な金額変更**を伴う事案
- 手元にある資料を活用し、発注者は**過剰な説明資料等**を求めない
- 説明資料は**動画等**を活用し、資料作成の**簡素化**を図る

工事変更等検討会の流れ



工事変更等検討会イメージ

動画等の活用例



発注者が発議する事案は、発注者が資料作成する添付する図面や資料は必要最小限かつ簡潔で良い

- 発注者の**指示する資料**は発注者が作成すること。
- 説明資料について**過剰な作成・添付は求めない**。
- 添付する図面や資料は、**極力、既存の図面・資料**を活用する。
- 説明資料のみならず**根拠資料**としても、**動画等の活用可能**。
- 共通仕様書等、HP等で入手可能な**一般的な基準類のコピー添付は不要**。

13. 工事工程の共有

土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン (P63)

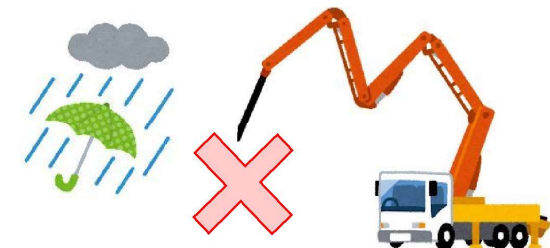


工事工程は、工事に影響を及ぼす可能性のある事項について明確にし、受発注者双方で知り得た情報は逐次共有する

- 工事工程は、設計図書に示された**各施工条件及び対応者・対応期限、クリティカル等**を明示し、**受発注者双方で確認・共有**する。
- 工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合は、速やかに記載事項を修正、**受発注者双方で再確認・再共有**する。

「受注者の責によらない場合の工程変更」
下記に該当する場合は、**工期の延期等の適切な措置が講じられる**よう受発注者間で協議。（一時中止の必要性も合わせて確認）

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業の不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工期に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合



14. ワンデーレスポンス

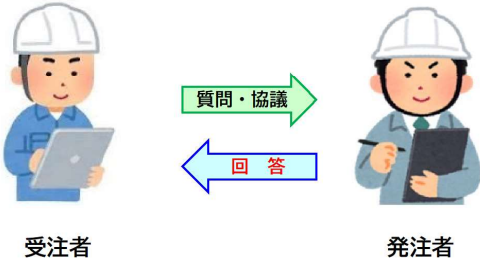
土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン (P61)



受発注者間における質問、協議は、その日のうちに回答
その日のうちに回答が困難な場合は、回答日を通知

- 回答にあたり発注者側で、本社や支社に協議や検討が必要な場合は、「その日のうち」に「回答日（期限）」を予告することが必要。

【その日のうちに回答が困難な場合の回答例】



- ① 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」する。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。 → **回答日を通知することもワンデーレスポンス**
- ③ 予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合、発注者は速やかに受注者と新たな「回答期限」を確認し受注者に連絡する。

印刷規定
別表第1の
該当する
記入印線
(注3)

様式第2号
工事打合せ

| | | | | | |
|------|--------------------------|-----|--------------------------|-------|--------------------------|
| 発注者 | <input type="checkbox"/> | 受注者 | <input type="checkbox"/> | 発注年月日 | 年 月 日 |
| 発注事項 | <input type="checkbox"/> | 指示 | <input type="checkbox"/> | 協議 | <input type="checkbox"/> |
| 通知 | <input type="checkbox"/> | 報告 | <input type="checkbox"/> | その他 | <input type="checkbox"/> |

発注者 年 月 日
受注者 年 月 日

例) 現在関係機関と協議中であるため、令和●年●月●日に回答する。

※原則Kcube2により処理すること

15. ウィークリースタンス

土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン (P65)



工事着手時の初回打合せ時に、受発注者双方で取組み内容について確認・調整を行うこと

- ワーク・ライフバランスの実現に向けた取組みとして、NEXCO社員のみなならず、施工管理員も含め取組み内容を熟知すること。

- ① 毎日、昼休み、17時以降は、会議しない・電話しない
- ② 仕事の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を必ず確保する
- ③ 休日明け日（月曜日など）を、依頼した仕事の期限日としない
- ④ 勤務時間外に仕事を依頼しない
- ⑤ 休日前（金曜日など）は、新たな仕事を依頼しない

※災害時などやむを得ない緊急事態対応については、受発注者双方で協議し決定すること

ワークリースタンス確認表 (記載例)

| | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 1) 打ち合わせ担当者 | 発注者 | 受注者 | 発注者 | 受注者 |
| 2) 打ち合わせ日時 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 3) 打ち合わせ場所 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

1) 打ち合わせの目的

2) 打ち合わせの結果

3) 打ち合わせの参加者

4) 打ち合わせの参加者の連絡先

5) 打ち合わせの結果

6) 打ち合わせの結果

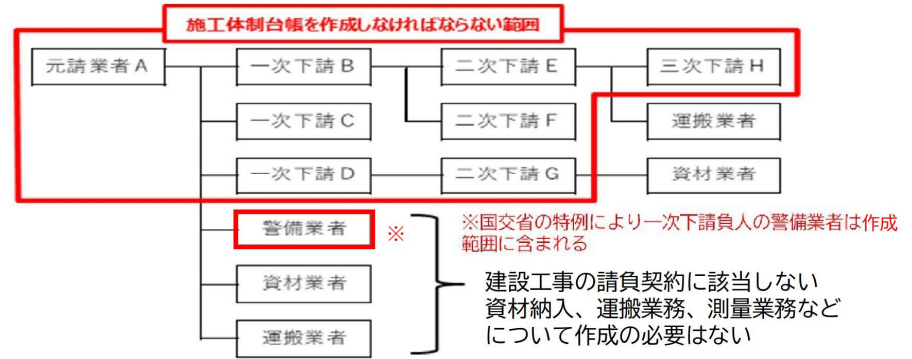
16. 施工体制台帳

工事現場等における
施工体制の点検要領



施工体制台帳の添付書類の提出は必要最小限とする

《施工体制台帳の作成範囲》



《施工体制台帳の構成》

施工体制台帳に記載すべき内容
(建設業法施行規則第14条の2第1項)

【元請負人に関する事項】

- 建設業許可の内容 ※すべての許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 建設工事の名称・内容・工期
- 発注者との契約内容 (発注者の商号、契約年月日等)
- 発注者が置く監督員の氏名等
- 元請業者が置く現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 従事する者の氏名等
- 外国人材の従事状況

【下請負人に関する事項】

- 商号・住所
- 建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 下請契約した工事の名称・内容・工期
- 下請契約の締結年月日
- 注文者が置く監督員の氏名等
- 現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 従事する者の氏名等
- 外国人材の従事状況

施工体制台帳に添付すべき書類
(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)
※民間工事の場合で、作成建設業者が注文者となる
下請契約以外の下請契約については、請負代金額を除いたもの
(元請⇄一次間の契約書には請負代金額の記載が必要)
- 元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面
※現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の写しに限る
- 監理技術者補佐を置くときは、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格を証明できるもの写し (国家資格等の技術検定合格証明書等の写し)
- 監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)

《施工体制台帳に添付が不要な書類の例》 注 「作成が不要な書類」では無いため受注者で適切に保管

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届 (資格者証を除く) の写し
- 見積依頼書の添付図面
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- 外国人就労関係書類 (外国人建設就労者等建設現場入場届出書等)

作業員名簿の変更は他様式の変更提出の際に提出
作業員名簿の添付書類は提出不要

- ❑ 他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すれば良い。
- ❑ 専任の必要がある技術者は作業員名簿で確認できるようにすると良い。
- ❑ 作業員名簿の資格・免許等の添付書類は不要。

《作業員名簿》

他の様式変更時に合わせて提出

資格
免許

資格・免許等の添付書類は提出不要

工事担当技術者台帳、役割分担表の作成は不要

《工事担当技術者台帳》

《役割分担表》

作成不要

作成不要

施工体制の点検は電子データにより実施

- ❑ 書類の点検については、「土木工事関係書類提出マニュアル」に基づき、Kcube2で提出された電子データで行うこと。

17. 光通信ケーブル等損傷事故防止協議

協議資料の様式や表示方法を統一化し、資料作成及び確認作業の効率化に向けた取組を実施（試行運用）

- ❑ 協議資料の切断防止ポイントの明確化、協議内容の記載漏れ防止を目的に、書式・内容を統一した協議書を標準化し運用
- ❑ 自由様式から指定様式とし、協議のポイントを明確化することで資料の作成枚数及び確認に要する時間を削減
 - ・位置図は、施工箇所と管路の位置のわかるもののみを添付
 - ・断面図は、最近接している箇所の近接状況を添付
 - ・施工機械や器具等のカタログは指定様式に添付

対象工事：舗装工事（他工種について拡大検討中）
対象協議：チェックリスト2/4, 3/4

【膨大な協議資料】

【協議資料のスリム化】

管路位置 (平面)

管路位置 (断面)

近接施工概略図

現地写真

書式・内容の統一

18. 遠隔立会の実施

遠隔立会実施要領 (P6~)



遠隔立会を活用し、効率的な検査・立会の実施

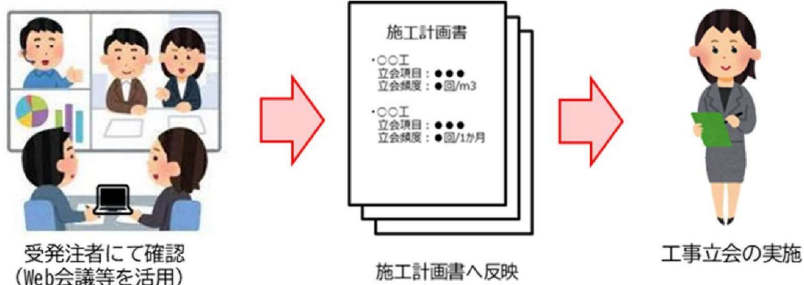
- 遠隔立会の活用は、**移動時間や工事立会の待ち時間の軽減**となり、受発注者共に効率化となるため、**積極的に活用**すること。
- ICT技術等の活用や現場での創意工夫により遠隔立会が可能と監督員が判断した場合は遠隔立会も可能。
- 山間部等の現場条件により通信環境整備が必要な場合は、監督員と受注者で協議すること。



19. 検査及び立会い

施工計画書作成段階で、検査・立会項目、頻度等を確認・共有

- 施工計画書の作成段階で、受発注者間で必要な項目、頻度等を確認し、**過剰な立会を行わない**。
- 受発注者間での確認においては、**Web会議等を活用しペーパーレス**に努める。



監督員が実施した検査・立会写真は不要

- 監督員が**検査・立会**を実施した場合は、**写真不要**。
- 発注者は立会写真を受注者に要求しないこと。



工事記録写真撮影要領 (P1~)



監督員が実施した検査・立会において手書きによる実測値は不要

- 監督員側が立会した**実測値は電子的な方法で記録**することも可とし、実測値やサインの手書きは不要。
(立会者、立会実測値が記載されていれば良い。)

- 《電子的な記録方法例》
- 現場でタブレット等を用いて直接データを記録
 - 現場でメモした実測値をテキスト機能等を活用して記録



タブレット等を用いて直接記録

あいう → あいう

テキスト機能を活用し手書きを活字に変換

立会・検査に関する提出書類は必要最小限で良い

- kcube2への登録の際は必要資料のみとし、**過剰な資料の添付は不要**。
(施工計画書作成段階において受発注者間で確認)

20. 工事中材料

材料確認は、設計図書等において指定された材料のみで良い

- 工事に使用する材料確認は設計図書や施工管理要領等で**監督員の確認が必要なもののみ**とし、提出する規格証明書（ミルシート）は**電子ミルシートでも可**とする。

品質証明書の添付書類は必要最小限で良い

- 品質証明書には、品質証明に関する**試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付は不要**で、既存図面や既存資料を活用。



- 品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は**不要**
- 電子データで作成し、電子データで提出する（品質証明員が手書きで作成する必要は無い）

注）提出又は提示が必要な**もののみ作成すれば良い**

・製品カタログ等も不要

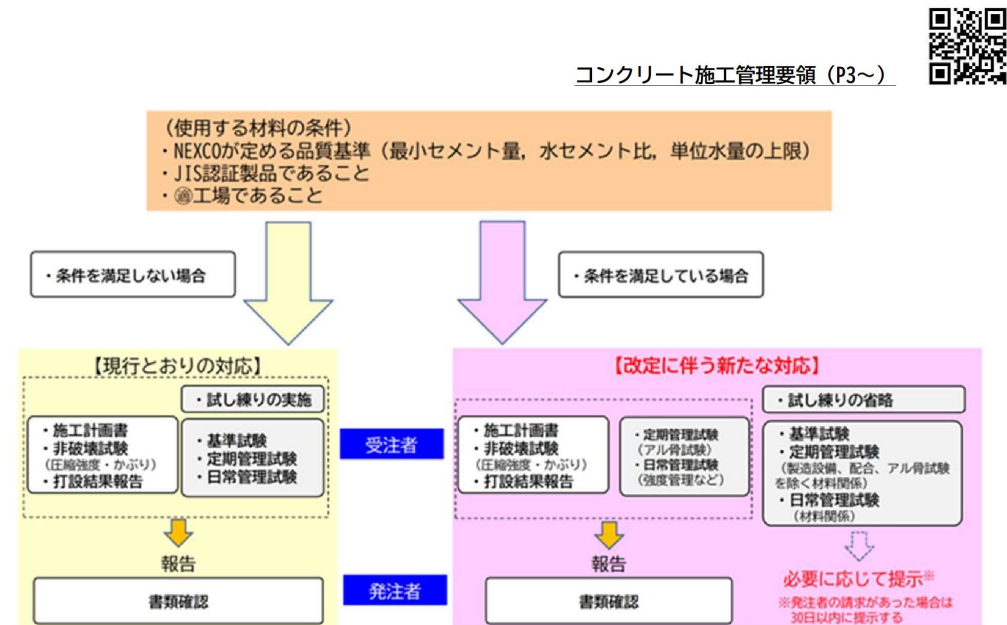
鉄筋の基準試験における引張試験及び曲げ試験は不要

- JIS G 3112認証の鉄筋の基準試験における、引張試験、曲げ試験の実施は**不要**。
- 提出書類についても、ミルシートで確認する。

コンクリートの提出書類は、一定の品質基準を満たした配合であれば、**試し練りの省略、各種試験は提示で良い**

- JIS認証製品を製造できる工場かつ**㊟工場**であり、その配合がNEXCOが定める品質基準を満足するものについては、**試し練りを省略**できる。
- 製造設備については、JIS認証を書面で確認することとし、**立会不要**
- 基準試験、定期管理試験及び日常管理試験の提出書類についても、**必要に応じて提示**とする。ただし、アルカリシリカ反応性試験の結果については除く。
- 構造物種別**M**に区分されるコンクリート構造物のように乾燥収縮ひずみの影響を考慮しなくてもよい場合は、**単位水量の上限値を緩和**
- フレッシュコンクリートの試験は、コンクリート打ち込み箇所から荷卸し箇所に変更

【コンクリート施工管理要領の改定による書類削減イメージ】



21. 工事履行報告書

実施工程%は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

- 受発注者間での工程の確認は、実施工程表で実施。
※実施工程表は、受注者が実際の現場の工程管理で作成するもので良い。
- 実施工程%の根拠資料の添付は不要。

| 項目 | 品名 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 実績 | 残高 | 進捗率 |
|----|----|----|-----|-----|-------|-----|------|------|
| 1 | 1 | 1 | 100 | 100 | 10000 | 100 | 0 | 100% |
| 2 | 2 | 1 | 50 | 50 | 5000 | 50 | 0 | 100% |
| 3 | 3 | 1 | 50 | 50 | 5000 | 0 | 5000 | 0% |

$$\text{実施工程\%} = \frac{\text{現場で施工した金額}}{\text{請負代金額}}$$

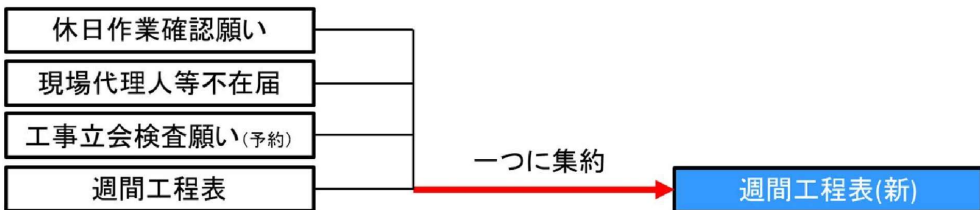
22. 週間工程表

土木工事共通仕様書 (P1-14, 1-21, 1-33)



週間工程表に必要事項を記載することで書類の提出は不要

- 土木工事関係書類提出マニュアルに基づき提出している週間工程表に必要事項を記載することで、現場代理人等不在届、休日作業願い及び工事立会検査願 (立会予約) については、個別に提出不要。



※週間工程表の提出は監督員宛に提出

23. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

マニフェストは監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要。
- 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督員が集計表を確認する。

| 提出必要 (○) | 提出不要 (×) |
|----------------------------------------------|------------------------------------|
| 数量根拠としてのマニフェスト集計表 ※提示されたマニフェストとの照合は監督員が実施 | マニフェストのコピー ※求められた場合であっても提示のみで良い |
| | |

24. 安全教育・訓練の報告書

安全教育訓練の報告書は必要最小限で良い

- 監督員へ提出する安全教育訓練の報告資料は、実施内容、参加者、実施状況が分かる資料のみとする。
- 実施した際の研修・訓練等資料については、監督員から求められた場合のみ提示すればよいものとし、受注者で整備・保管。



- 《報告書に添付が必要な書類》
- ・実施内容
 - ・参加者
 - ・実施状況
- 《報告書に添付不要な書類》
- ・教育訓練資料

25. 創意工夫等の提出

創意工夫・社会性等に関する提出項目は最大10項目まで

- 受注者は、自ら立案実施した創意工夫または社会性等（地域への貢献等）として評価できる項目の提出は、**最大10項目まで**とする。
- 10項目を超えた提出は認めない。

様式第19号

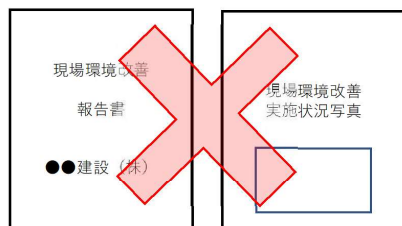
創意工夫・社会性等に関する実施状況

| 工事名 | | 受注者名 |
|----------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目 | 評価内容 | 備考 |
| □創意工夫 「工事特性」で 評価するような 難度を伴わない 工夫 | □施工 | ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等代替材の利用 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用等 |
| | □品質 | ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリート材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 |

26. 現場環境改善

現場環境改善に関する実施報告書、実施写真は作成不要

- 様式にまとめたものを作成し提出する必要は無い。
- 発注者が現場で**実施状況を確認**すること。
- 発注者が実施状況を確認できない場合は、写真を撮影し、自主保存とする。



27. しゅん功検査

工事及び調査等に関する
監督及び検査要領



しゅん功検査は、検査書類の指定、重複確認の廃止及び検査項目の事前通知を行い書類準備の省力化を図る

- **重要性の高い書類を指定**し事前通知する。
- 品質・安全巡回等において既に確認した書類は対象から除外する。
(**重複確認の廃止**)
- 検査項目を事前に通知することで**書類準備の省力化**を図る。
- 現地検査で出来形確認を行う工種、場所についても事前に指定し通知する。
- Kcube2に提出済の資料は、しゅん功検査用として**印刷・再整理不要**。
- **しゅん功検査前の事前確認・検査等は原則、不要**。
- しゅん功検査前の事前確認・検査等が必要な場合は、Kcube2に保存された書類を**発注者のみで行うものとし、受注者の参加は不要**。

※低入札価格調査対象工事は対象外
 ※一部しゅん功検査においても検査準備等の省力化を準用可能
 ※しゅん功検査自体の簡素化を図るものではない

28. 現場管理の留意点

人的要因による工事管理上の課題の解消等として活用

- **組織や担当者による指示や対応の濃淡**などにより、工事書類の提出において、「**工事現場毎に内容にバラツキが生じる**」など、人的要因による工事管理上の課題の解消、生産性向上を図るため、効率化に向けた取組み事例を示す。

詳細は「土木工事関係書類提出マニュアル」
『第3章 現場管理の留意点 3-2 効率化に向けた取組み事例集』を参照

土木工事関係書類
提出マニュアル (P1~)



工事管理スリム化ガイド ”4-you”

受発注者双方への浸透に向けた 今後のフォローアップ計画

周知・浸透に向けた行動計画 (フォローアップ)

周知_2024.6月

周知_2024.4月

受注者側

受注者(工事)

受注者(設計)

発注者側

NEXCO社員

施工管理会社

建設関係団体

周知_2024.7月

日建連・PC建協・橋建協・道建協 (7/11)

各府県建設業協会 (適宜)

建設コンサルタンツ協会 (7/11)

★フォローアップで上記三方にアンケート調査を実施
(9~10月頃予定)

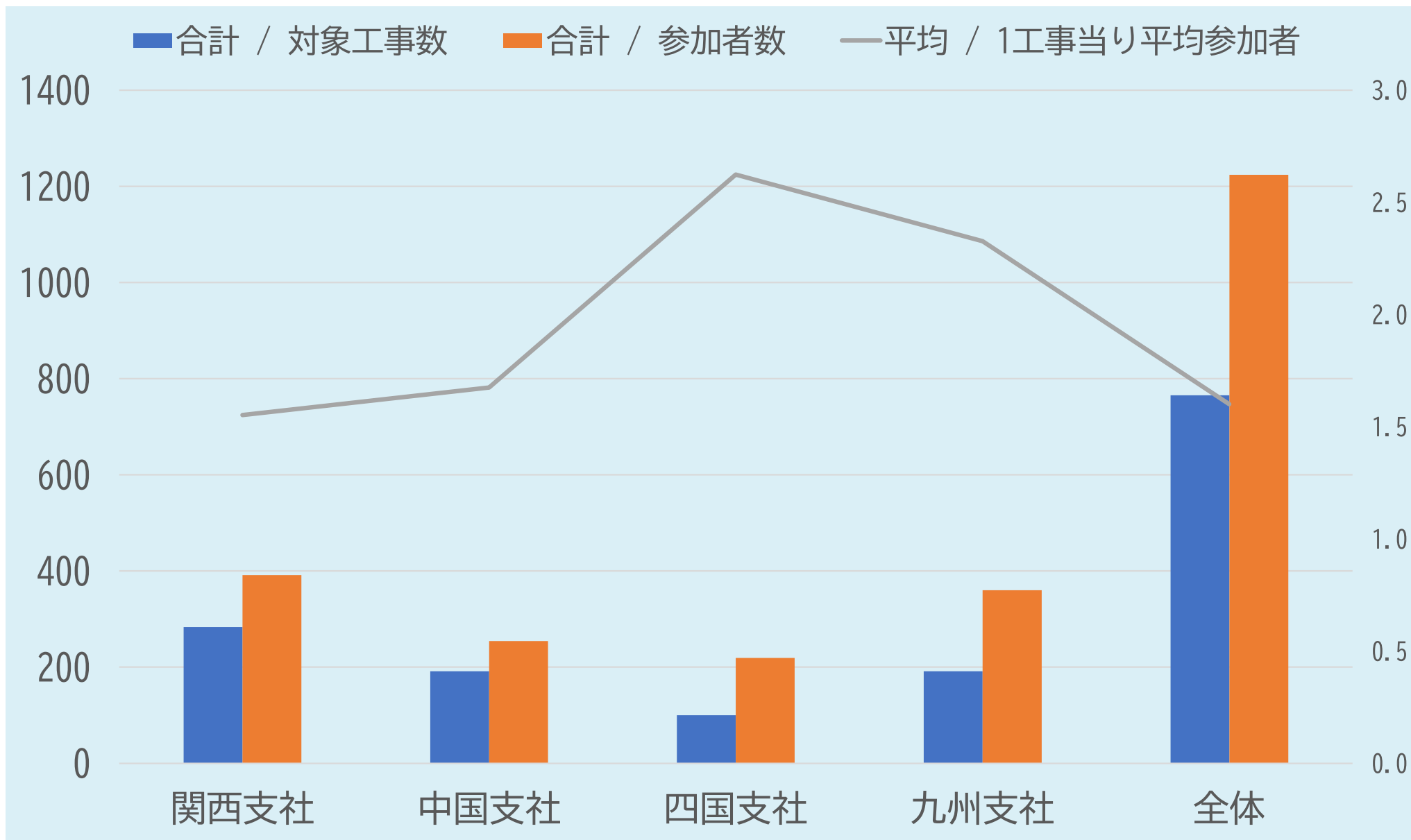
NEXCO3会社&日建連合同

☆設計業務は協会にてアンケート

工事受注者(現場)への周知 (6月末現在)



西日本管内 全765工事、延べ1,224人への説明を完了



工事受注者（現場）への周知（6月末現在）

事務所トップ(所長)参加による説明会

所長・副所長の参加



全工事 7社が参加

- 中国支社 周南高速道路事務所 -

受発注者合同での説明会



- 関西支社 阪奈高速道路事務所 -

西日本管内 全765工事、延べ1,224人への説明を完了

ガイドの「契約上の位置付け」



令和6年7月（改正）

「土木工事共通仕様書」「調査等共通仕様書」の他、関係工事区分の各共通仕様書に以下のとおり記載し、活用を促進することとした。

1-70 工事管理スリム化ガイドの活用

受注者は、働き方改革及び工事円滑化の取組みに資する当社の定める要領・基準等ガイドとして、工事管理スリム化ガイドを活用するものとする。なお、記載内容について疑義が生じた場合は、監督員に確認するものとする。